

『食育』とは？

食育基本法では、食育を次のように述べています。

～ 今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。～ 〈 法前文より抜粋 〉

『食育』というと『子どものための教育』と思われがちですが、健康で豊かな人間性を育み、いきいきとした人生を送るためには、お母さんのお腹の中で生命が生まれ、乳幼児、学童期から青年・壮年と成長を重ね、高齢期に至るまで、生涯を通じて重要なことなのです。

『食育』って、こんなこと！

- ・会話をしながら楽しく食事をする
- ・発達・発育に応じた食事をする
- ・自然や食べ物に触れる
- ・家や学校などで野菜を育てる体験をする
- ・農林水産体験等を通して生産や流通を学ぶ
- ・食の安全等に関する正しい知識、選択力を身につける
- ・食事の際の挨拶、マナーを身につける
- ・調理等の手伝いをする
- ・栄養バランスのとれた食事をし、生活習慣病を予防する
- ・生産者の苦勞を認識し、食品廃棄の減量、リサイクルに努める
- ・食文化についての理解を深める
- ・伝統食などの食文化を継承していく
- ・体調にあった食生活を送る
- ・経験や知識を生かして食育活動に参加する
- ・次世代に食のありがたさ、大切さ、知識を伝える

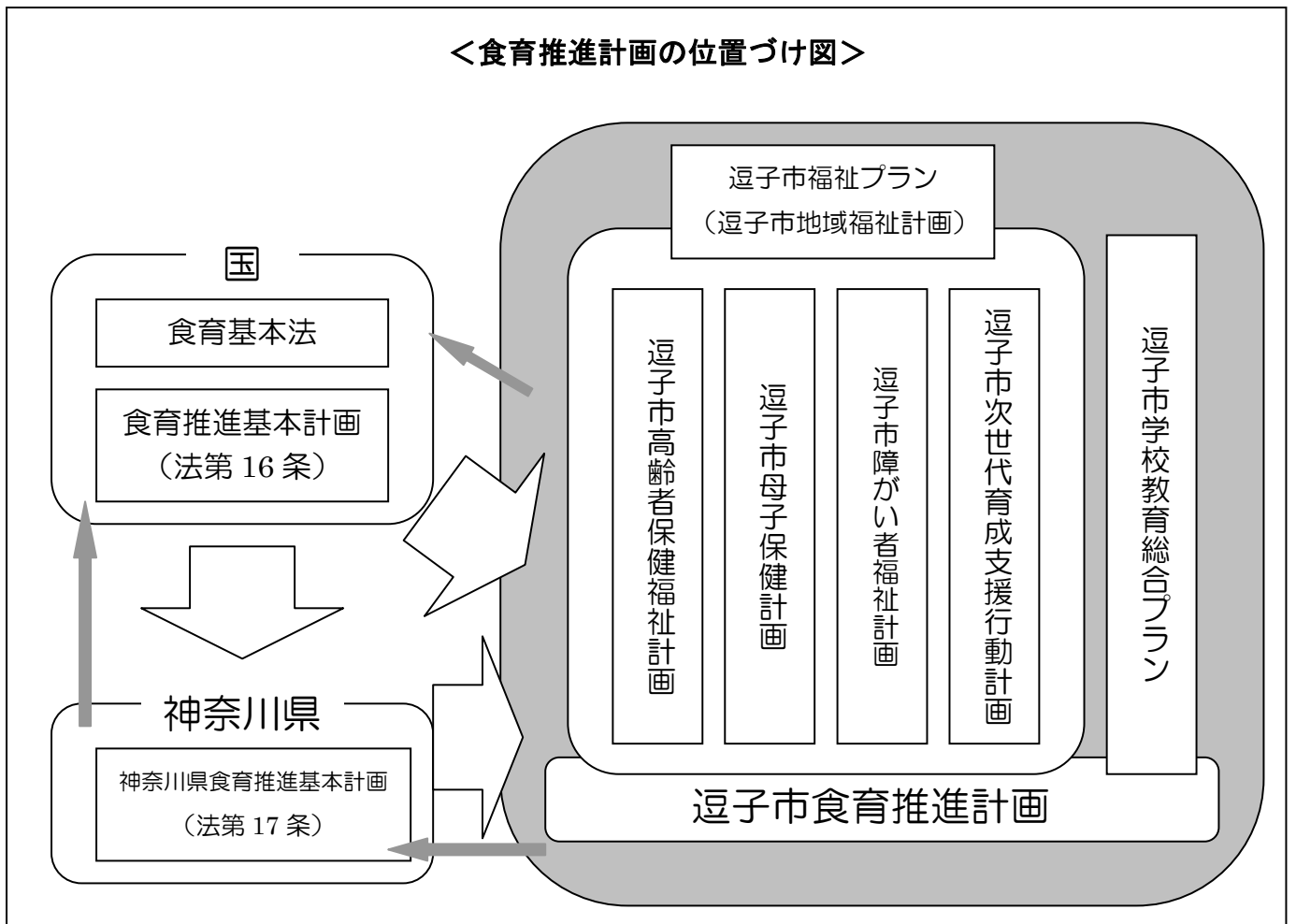
など、生活の中の『食』に関わることすべてが食育です。



第 1 章 計画の位置づけ及び計画期間

1. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画とし、今後、本市が進めていく食育推進施策の方向性や目標を定めるものです。
- (2) 逗子市総合計画や関連する他の計画と連携した、整合性のある計画として定めるものです。



2. 計画期間

本計画の期間は、2011 年度（平成 23 年度）から 2015 年度（平成 27 年度）までの 5 年間とします。

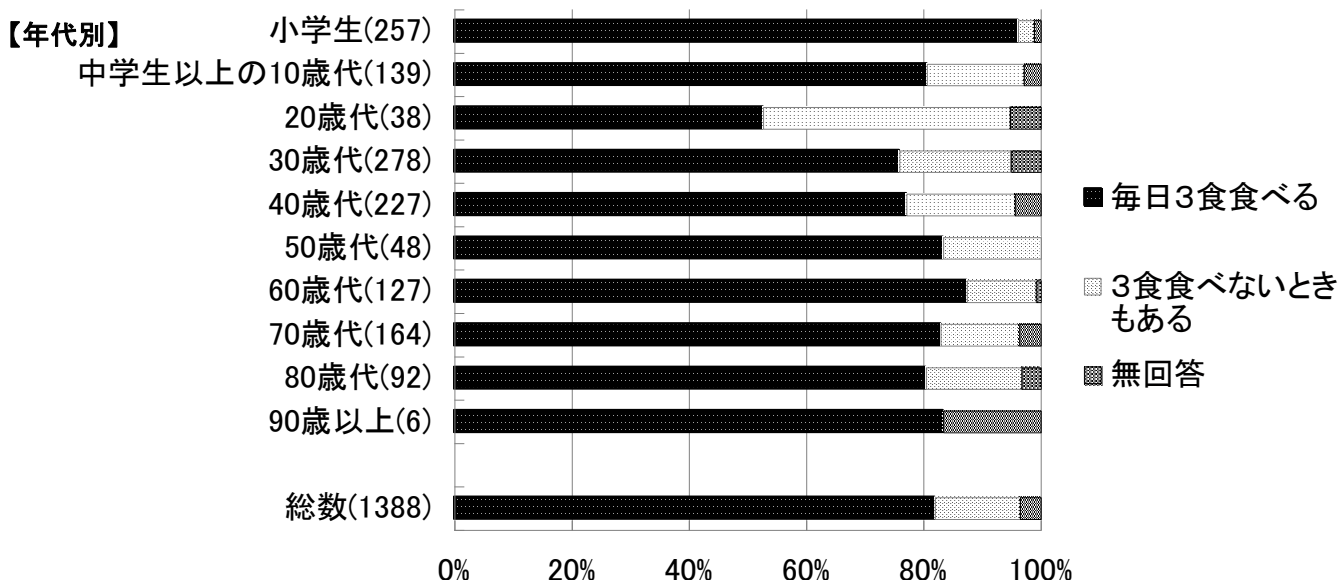
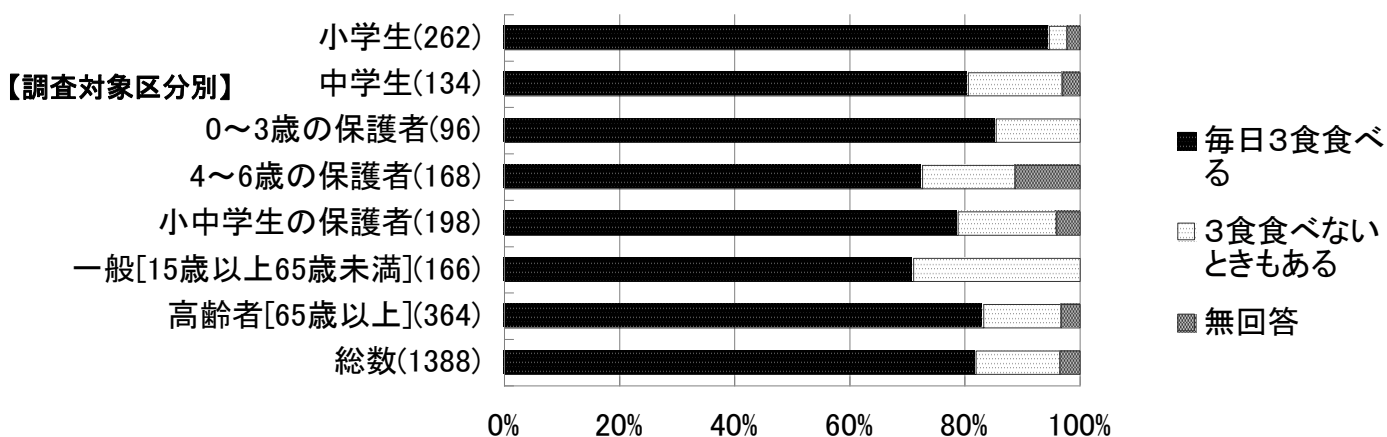
以降、計画の達成状況や社会環境等の変化を踏まえながら、継続して見直しを行うものとします。

第2章 食をめぐる現状と課題

逗子市民の食に関する現在の状況を把握し、今後の施策展開に関する基礎的な資料とするためアンケート調査を実施しました。逗子市内在住の0歳～6歳の子を持つ保護者、小学生・中学生とその保護者、一般市民（15歳から65歳未満）、高齢者（65歳以上）の方々、計1388名の皆様のご協力を得ました。
 [詳細は、調査報告書に掲載します]

●朝・昼・夕3食の食事状況について

総数の81.9%が「毎日3食食べる」としています。小学生は96.1%が3食食べていますが中学生は80.6%と少なくなり、朝食の欠食習慣がある人が16.4%となります。



課 題

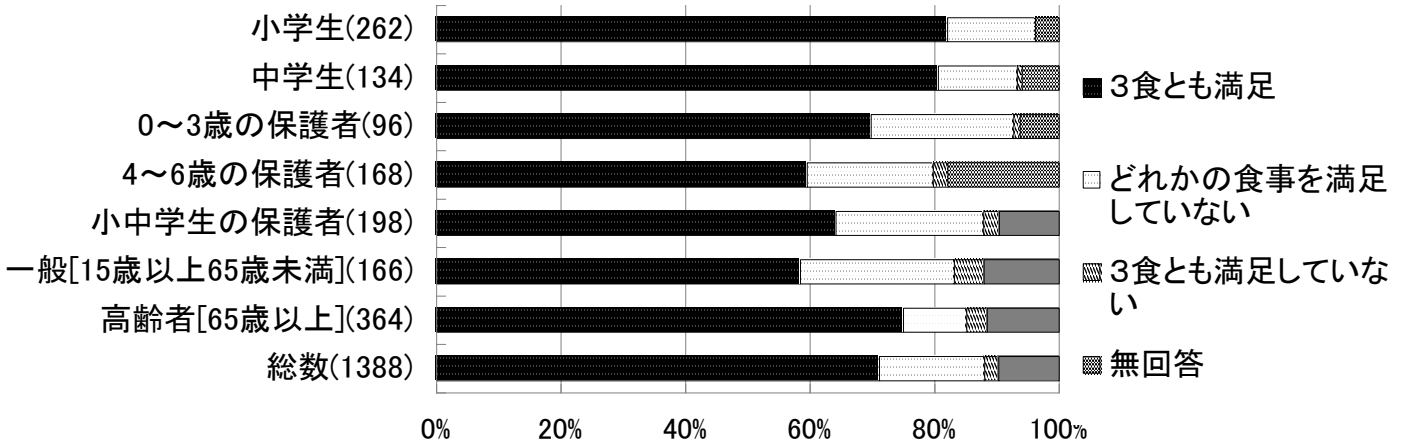
朝食の欠食習慣はエネルギーや栄養摂取の不足につながるだけでなく、欠食の習慣がある人は、他にも健康的とはいえない生活のリズムや習慣があることが懸念されます。

●食事への満足度

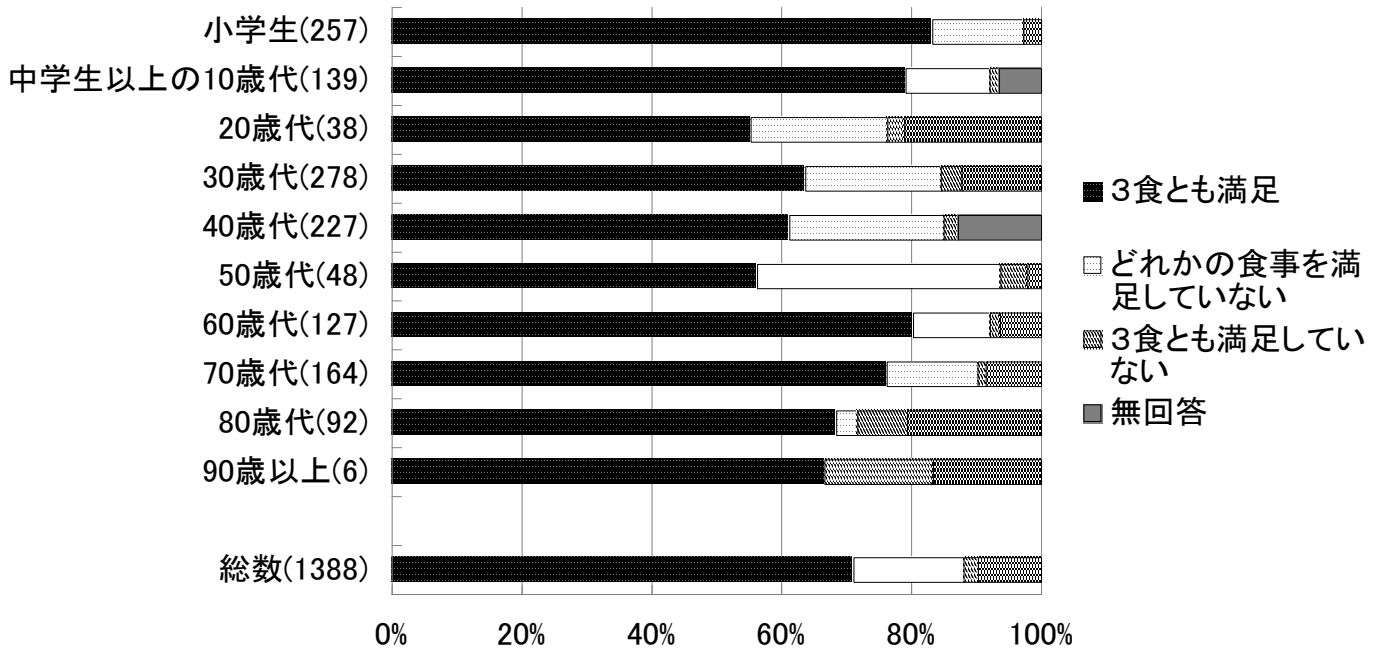
総数の71.1%が3食とも満足と回答しています。小学生、中学生、そして60歳代は3食とも満足している人が80%を超えました。一方、年代別にみたときに20～50歳代と80歳以上は55～70%程度にとどまりました。

さらに、3食とも満足している人は、家族や友人と楽しく食卓を囲んでいる人が多いことがわかり、世帯構成からみたときには年齢に関わらず、ひとり暮らしの人で満足度が低いことがわかりました。

【調査対象区分別】



【年代別】



* 総数には年齢不明者 12 名を含んでいます

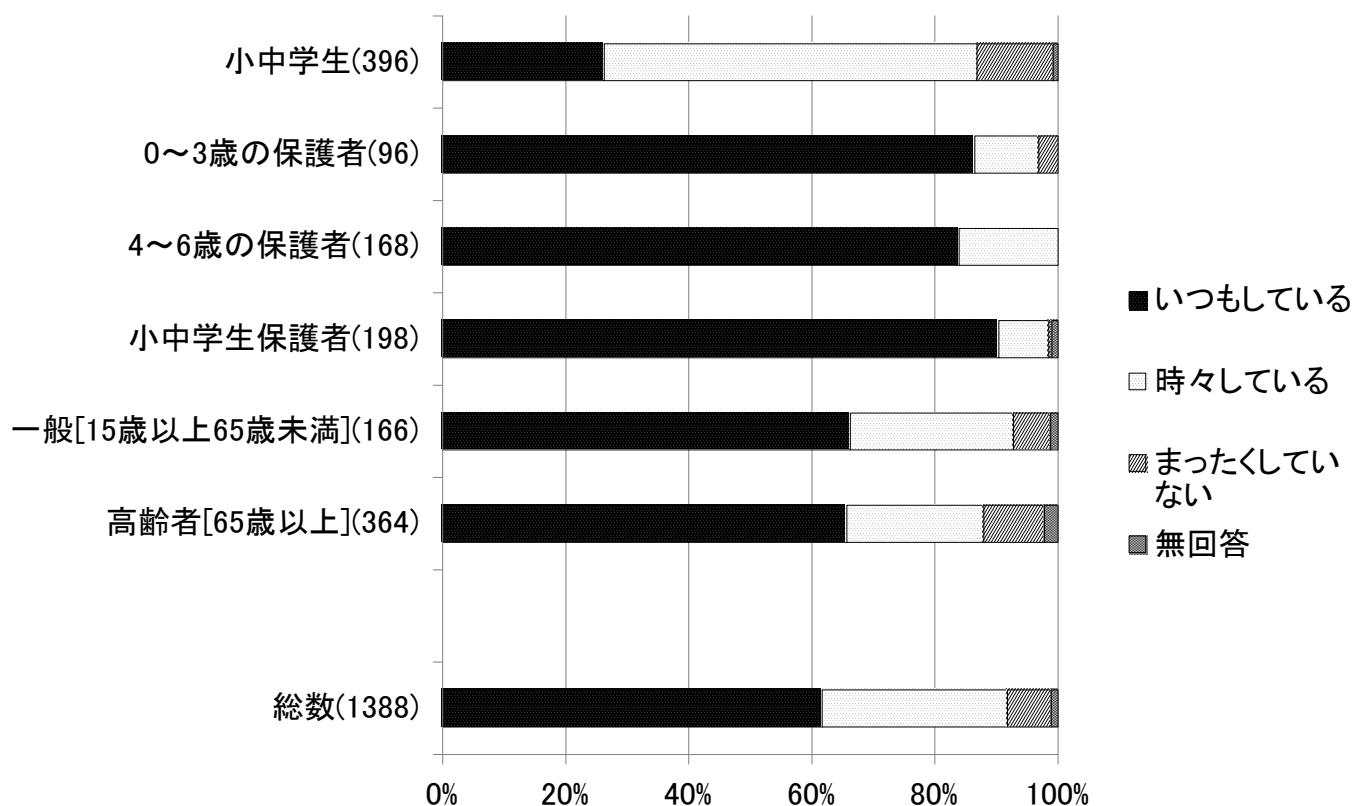
課 題

食事への満足は、食事の内容だけでなく、一緒に食べる人や食べる環境なども含まれ、食べる人にとって大切な条件が整っていることを表します。

さまざまなライフステージにある市民がおいしく快適に健康的な食事ができる状況を増やしていく多くの工夫が望まれます。

●食事づくりへの参加

参加頻度は異なりますが、総数の91.8%の人が食事づくりに参加しています。小中学生では12%が「まったくしていない」と回答しています。



課 題

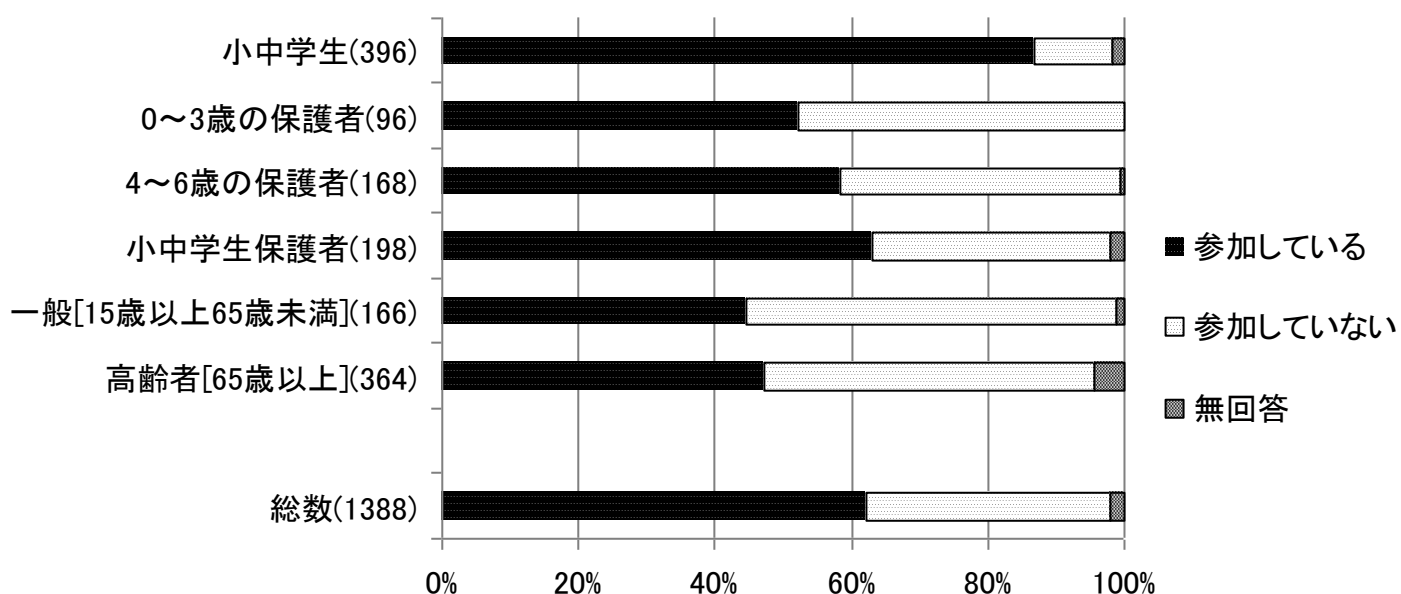
食育は食に関わるさまざまな体験活動を通して生きる力を育むこととされています。特に子どもたちにとっては、家庭で食事づくり（調理だけでなく食卓の準備や片付け、買い物など）を通して日常的に学ぶことはたくさんあります。

また、成人にとっても自身や家族の健康づくり、楽しみの創造につながることを期待できます。高齢者の方など食事づくりが困難な状況がある場合はその支援方法について考える必要があります。

●地域活動への参加

地域活動へ参加している人は総数の 62.2%です。小中学生が 86.9%と最も高率で、小中学生の保護者がこれに次ぎます。その他の世代も 50%前後の人が参加しています。小中学生、未就学児から小中学生の保護者が最もよく参加しているのは地域の行事やイベントです。小中学生は子ども会やふれあいスクールの行事にも参加しています。高齢者では趣味や勉強会への参加が最も多く、地域の行事やイベント、自治会活動もほぼ同程度です。

さらに、参加しないと回答した人の 40%以上が今後参加したいと望んでいることが分かりました。高齢者は趣味や勉強会に、小中学生や保護者は地域の行事やイベントへの参加を希望しています。子どもが地域活動に参加していない保護者の 70%近くは、子どもたちを参加させたいと考えています。



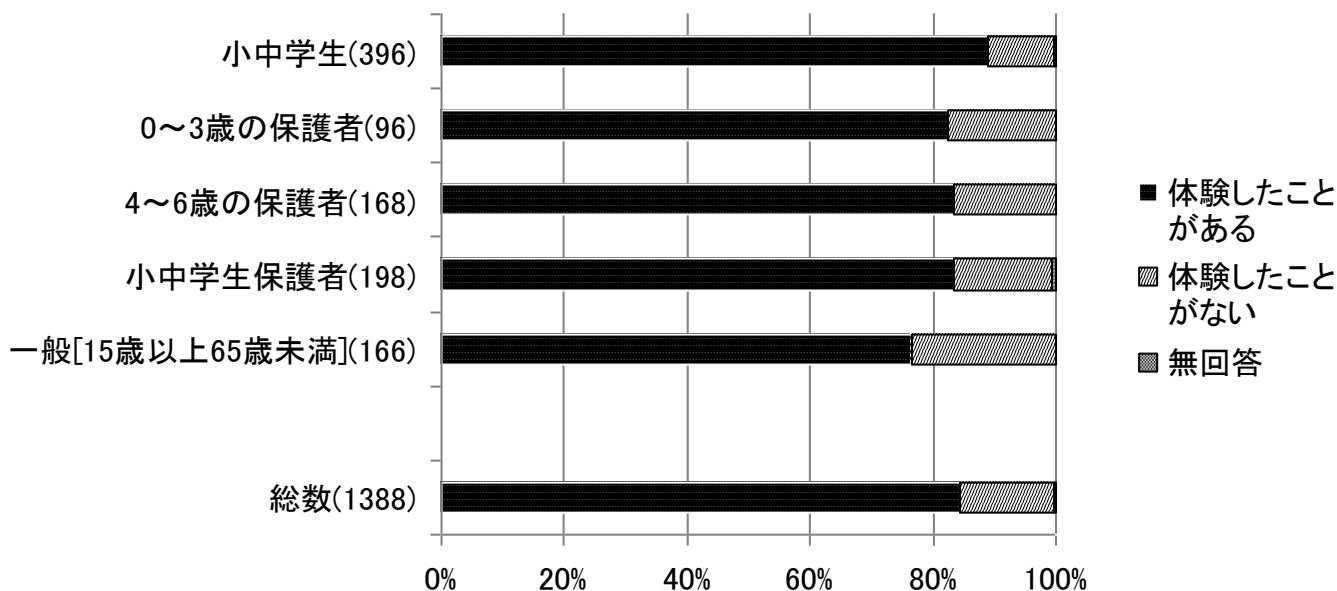
課 題

さまざまなライフステージにある市民が、あたたかい繋がりやコミュニケーションをもって相互に支えあい、健康な暮らしを実現するために、地域でのさまざまな活動が大切な役割を果たします。

また、地域の特徴や伝統を伝える行事等には食に関わる内容も多く、若い世代への伝承と暮らしの知恵を共有する機会となり得ることから、参加率の向上を図ることが望まれます。

●農林水産にかかわる体験

農林水産に関わる体験をしたことがある人（高齢者を除く）は総数の84.3%でした。家庭や農園等で野菜や果物を育てたり収穫したことがある人が最も多く、次いで魚釣りや地引網、海藻ひろいがあげられました。小中学生、保護者のおよそ70%以上はさらに体験してみたいと回答しています。希望の活動は、このほかにも田植や稲刈り、家畜の世話、林業に関わることなど多岐に及びます。



※高齢者については、何らかの体験をしていると考えられることから、アンケート項目から除いています。

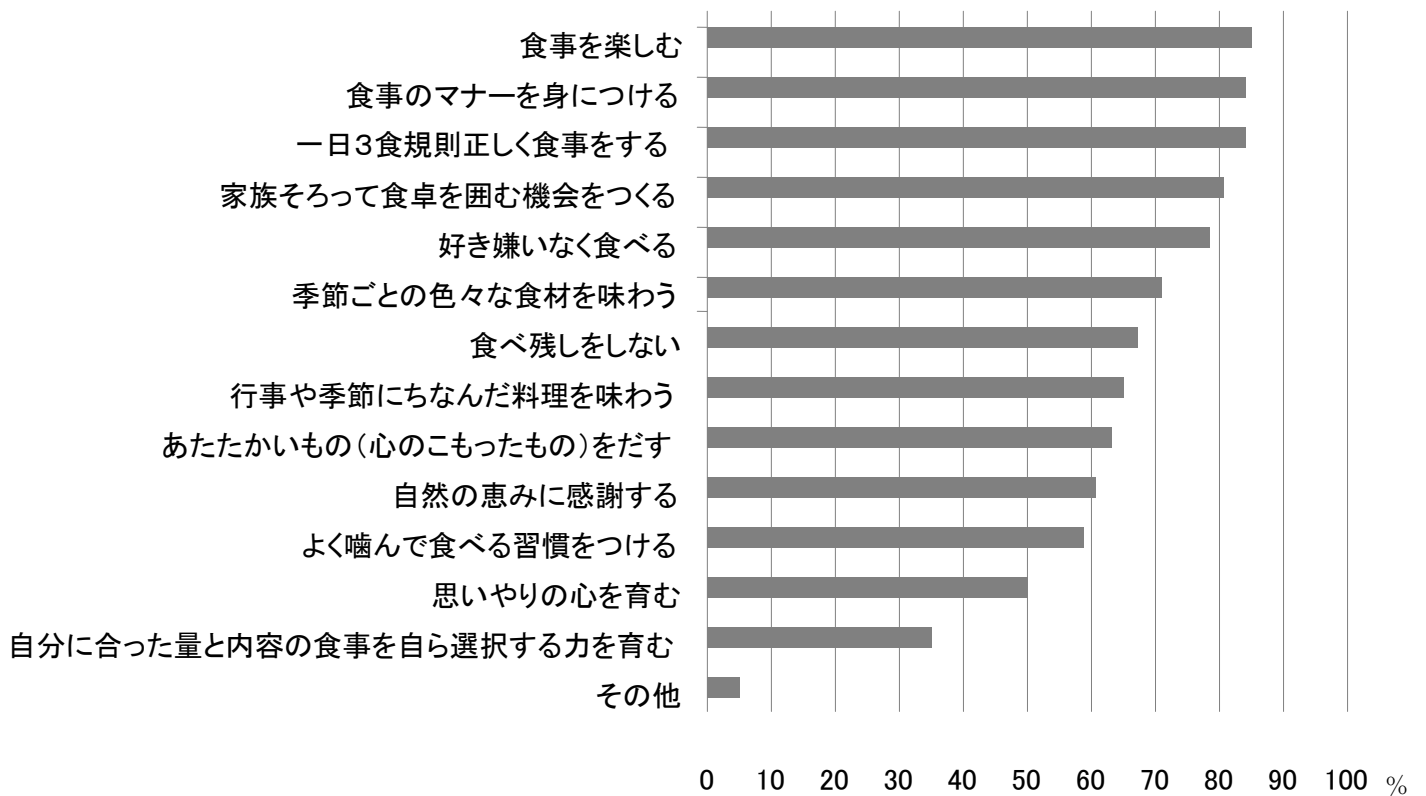
課 題

学校における食育活動の一環として農林水産にかかわる体験が盛んにおこなわれるようになりましたが、家庭や地域でもより多くの機会が望まれています。

食物としていただく動植物の生命の大切さや私たちの健康な生活のあり方などについて考える機会にもなり、自分の暮らす地域の特徴をよく知ることができることから、体験活動の機会を増やすことと体験活動への参加率をあげることが望まれます。

●子どもたちの食生活について、保護者が大切にしたいと考えていること

子どもの年齢にかかわらず、保護者が子どもたちの食生活について大切にしたいと考えていることは多様であり、それらについて家庭での食生活で努力している様子がうかがえました。



※結果は、0～6歳・小中学生の保護者462名の回答から、上記の選択肢の中であてはまるものすべてに対する回答を、集計しています。

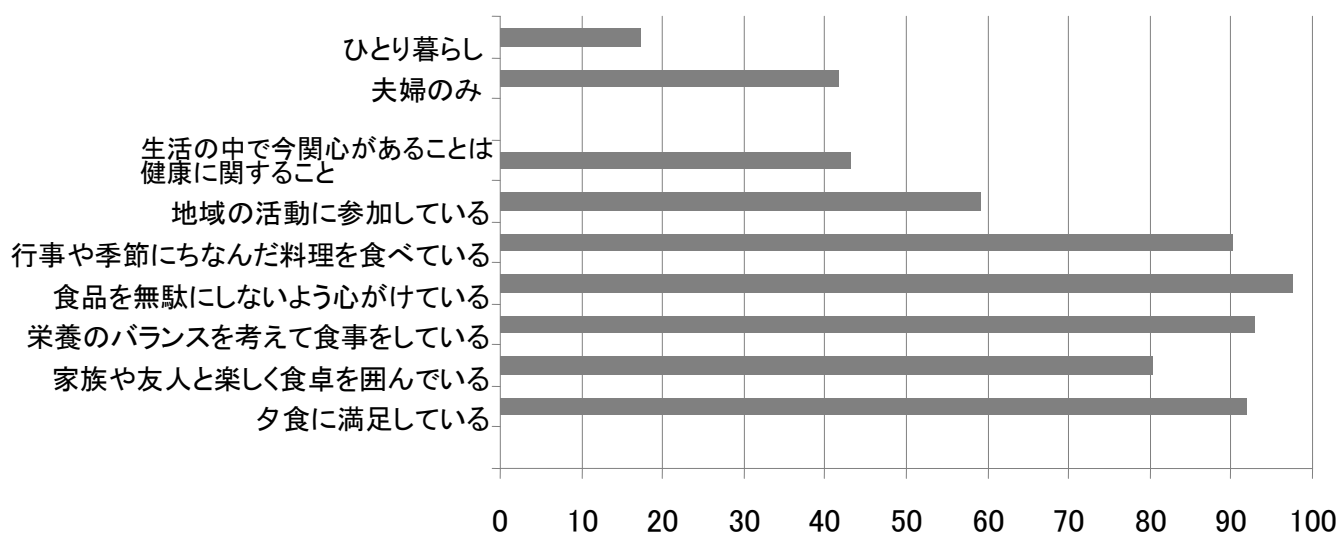
課 題

なかなか希望どおりにはならない状況もあり、家庭の外からのさまざまな支援を求めていることが分かりました。

●高齢者の食生活について

高齢者のアンケート結果をみると、食事状況や食事への満足度、食事づくりへの参加、地域活動への参加については、一般の人との大きな相違は見られませんでした。

高齢者の方は若い世代の人たちが必要としている、食事のマナーや作法、食物を大切にすることや調理技術、また伝統的な行事や季節折々を通じた料理づくりなどを大切にしている人が多くいます。地域の行事や食事会などの活動を通して若い世代との繋がりを広げることは高齢者の方の生活を心豊かにするとともに、大切な日本の食文化を伝承する発信者としての役割を担っていただくことが期待できます。



※結果は、高齢者 364 名の回答から、上記の質問項目にそれぞれ回答をもらい、集計しています。

《高齢者の意見や要望（自由記述 82 名より主なもの）》

- ・弁当や食材などの宅配サービスの充実を希望。ひとり暮らし高齢者の食事サポートが必要。
 - ・地元の生鮮野菜や安全な食品、惣菜、高齢者向きの食物が入手しやすい店を利用したい。
 - ・わかりやすい食品表示や地域の店舗情報など生活に役立つ情報がほしい。
 - ・地域交流の機会や移動の補助、高齢者が元気に過ごせるためのサポートがほしい。
 - ・食事の季節感の喪失、若い世代のエチケットや食事の貧しさが心配。食育をすすめるとよい。
 - ・地産地消をできるだけ進め、農業や水産業を活性化することが望ましい。
 - ・給食サービスや食事会が楽しみ。健康指導や保健センターでの講習などが役立った。
- その他多くの意見が寄せられました。

課 題

さまざまな健康状態、生活環境の人がいるなかで、特にひとり暮らしや身体の負担が大きい人からは、買い物に出かける、調理をするといった毎日の食事づくりの面で多くの不自由・不便があることが、困っている点として挙げられました。

さらには家族や友人と楽しく食卓を囲んでいない人の多くが高齢者であることが分かり、周囲の人や地域が支えあうべき課題も見えました。

第3章 基本理念

1. 計画の基本理念

(1) 基本理念

しあわせ つむぐ 心豊かな食生活

逗子市における食育とは、

『現在をいきいきと過ごし、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進めること』です。

食育は、生涯にわたる生活の基本であるため、すべての世代に必要なことであり、特に子どもたちが生きる力を身につけていくためにも、とても重要なものと考えます。

そして、その子どもたちが、将来、身につけたものを次の世代へ伝えていくことで、継続的に食育を推進していくものです。

『しあわせ つむぐ 心豊かな食生活』をスローガンに、

保育所、幼稚園、学校、市民団体・ボランティア、食に関係する事業者、行政が主体的に関わり、力を合わせて取り組んでいくオール逗子での取り組みです。これが逗子市の食育推進の姿です。

(2) 目標

基本理念の達成を目指し、次のように目標値を設定します。

目標	指標	目標値	現状値*
①食事を楽しくおいしく食べる	毎日3食食べる人の割合	90%	81.9%
	食事を満足している人の割合	80%	71.1%
②食事づくりに参加する	食事づくり(買い物・調理・配膳・片付け等手伝いも含む)に参加している人の割合	95%	91.8%
③地域活動に参加する	地域の活動に参加している割合	70%	62.2%
	農林水産に関わる体験をしたことがある割合(教育ファームを含む)	90%	84.3%

*現状値は、2010年(平成22年)5月実施の「逗子市食育に関するアンケート」による。

2. 推進の視点とライフステージ別の姿（目標）

ライフステージ別の姿（目標）は、生涯にわたる食育の関わりあいと目標を分かりやすく示したものです。

ライフステージ別の姿（目標）

乳幼児期	見守られる時期	・生涯の食生活の基礎となる体験を重ねる
小中学生期		・健康な心と体をつくるために必要な食の知識を学ぶ
青少年期	自分をつくる時期	・自らの健康と豊かさを求める食事を理解し選択する
成人期		・生涯を通じて健康な体を維持し、地域とのつながりを持つ
子育て期	見守る時期 伝える時期	・家庭の健康と豊かさを求める食環境を整える
中高年期		・健康な体を維持し、地域の担い手として食文化を伝える

詳しい図については、P34

「しあわせ つむぐ 心豊かな食生活」

を送るため、ライフステージ別に目標を掲げます（上の表）。

ライフステージは、

- ①「乳幼児期」②「小中学生期」③「青少年期」④「成人期」
⑤「子育て期」⑥「中高年期」の6期としました。

次に、その役割から

- ①「乳幼児期」②「小中学生期」 = 「見守られる時期」
③「青少年期」 = 「自分をつくる時期」
④「成人期」⑤「子育て期」⑥「中高年期」
= 「見守る時期・伝える時期」
と位置づけました。

詳しい図（P34）では、自分自身とまわりの人との関わり合いを「自分」と「地域」に分け、その幅によって関わり合いの度合いを示しました。

また、取組みの方向をもとに、それぞれの世代での行動目標を示してあります。それぞれの目標をもとに、食について正しい知識を“習得”し、それを“活用”することで心身ともに健康な体をつくり・維持し、さらに地域の活性や次世代育成のために自分がすべきことを“探究”することで、心豊かな食生活を築くことを目標とします。“習得” “活用” “探究”を、それぞれのステージの中で繰り返しながら、次のステージへとつないでいきます。



3. 取組みの方向

基本理念を具体的に実現していくためには、さまざまな取組みや事業を展開していくことが必要です。そのため、次の2つの視点を前提に、基本的な取組みの方向を次のように定めます。

(1) 取組みの方向を定めるための2つの視点

①食育は、福祉、教育を充実させるための基本である

食は、すべての世代にとって重要なものであり、まさに生きることと同義であると言えます。こうした意味から、食育とは生涯にわたって知育、徳育、体育を実践していく上での基本となるものです。

知育、徳育、体育を目的とする市の取組みを総合的に定めた計画として、逗子市福祉プランと逗子市学校教育総合プランがあります。つまり、食育が最終的に目指すところは、これらの計画に定められているゴールにほかなりません。

こうした観点から、福祉や教育をより充実させていくために「食育」を推進することが重要です。

市民が、生涯にわたって健康で質の高い生活を送るために、市は、これからも食育の視点を取り入れながら、逗子市福祉プランと逗子市学校教育総合プランを推進していくものです。

つまり、逗子市食育推進計画は、それだけで独立したゴールを持つものではなく、あくまでも福祉そして教育の充実のための基本として位置づけられるものです。

②オール逗子の取組みが大切である

食は、本来、個人的な問題です。しかしながら、食が社会システムとして発達した現代においては、個人の取組みですべての問題を解決することは困難です。

そのために、食育推進の環境づくりが求められています。

食材を作る人・売る人、食材を入手する人、その食材を使って料理する人、その料理を食べる人・食べさせてもらう人（自分が食べる食事を選ぶことができない人）などなど、食をめぐるさまざまな関係性の中で、

すべての人が食育の主演と考え、保育所、幼稚園、学校、市民団体・ボランティア、食に関係する事業者などのオール逗子での取組みが大切です。

(2) 取組みの方向

2つの視点を前提に、さまざまな分野からとらえた課題を検証し、食育を推進していくための取組みの方向を4つに定めます。

◆取組みの方向1 『いきいきと健康に暮らす』

市民の健康を維持増進するために望ましい生活習慣づくりを進めます

◆取組みの方向2 『安心して食べられる』

地域で安心して食することのできる取組みを進めます

◆取組みの方向3 『地域で支えあう』

食を通じたまちづくりを進めます

◆取組みの方向4 『食文化を守り伝える』

食文化を守り伝える取組みを進めます

◇逗子市食育推進計画の体系図◇



ずっとしあわせ

基本理念 しあわせ つむぐ 心豊かな食生活	取組みの方向	取組みの方向の目標	目標達成のアプローチ	掲載ページ
	1. いきいきと健康に暮らす	市民の健康を維持増進するために望ましい生活習慣づくりを進めます	①食について学び、生涯にわたり健康を保つ食習慣づくりができるように支援します ②心豊かな食卓に向けた環境づくりを進めます	P 17 P 23
	2. 安心して食べられる	地域で安心して食することができる取組みを進めます	①地産地消の取組みを進めます ②市民と食に関係する事業者との交流を支援します ③誰もが食に対して安全かつ安心して生活することができるよう情報の提供に努めます ④食の安全・安心を図るための地域ネットワークづくりを進めます	P 25 P 26 P 26 P 27
	3. 地域で支えあう	食を通じたまちづくりを進めます	①食育に取り組む市民団体やボランティアの活動を支援し、食の輪づくりを進めます ②食育に関する専門的知識を有する者を養成します ③保健医療機関等における食育の普及と啓発活動を進めます ④市内の食に関係する事業者の食育活動を支援します	P 28 P 29 P 30 P 30
	4. 食文化を守り伝える	食文化を守り伝える取組みを進めます	①日々の暮らしの中で食文化を理解する取組みを進めます ②豊かな環境を次世代につなぎます ③市民と食に関係する事業者との食を介したネットワークをつくります	P 31 P 32 P 32

第4章 実施計画

基本理念の実現に向けて、具体的な取組みを実施していきます。

具体的な取組みについて、次の2つの事業に区分しました。なお、「取組みの方向1～4」で紹介する各事業の内容は、実際に食育推進活動を実践している市民、事業者、行政の活動情報をもとに掲載したものです。

「食育を推進する事業」

食育の視点をもって、取り組むべき食育推進のベースとなる事業です。これからも活動者相互の連携と協働・支援を強化し内容の充実に努めます。

「食育の視点を入れることができる事業」

今後、食育の視点を取り入れて事業を展開することで、逗子市の食育推進活動のさらなる発展が期待される事業です。食育推進活動の底上げとオール逗子による取組みを目指し、この事業への積極的な支援と協力を努めます。

※掲載した事業は、平成21年度～22年度の事業内容を掲載



実施計画

取組みの方向 1 いきいきと健康に暮らす

目標：市民の健康を維持増進するために望ましい生活習慣づくりを進めます

1. 目標達成へのアプローチ

- ①食について学び、生涯にわたり健康を保つ食習慣づくりができるように支援します
 - ・バランスのとれた食事を取り、生活習慣病の予防を図ります
 - ・年齢に応じた食生活の知識を身につけられるようにします
- ②心豊かな食生活に向けた環境づくりを進めます
 - ・食卓交流の場づくりを進めます
 - ・幸せを感じる食卓づくりを進めます



2. 具体的な取組み

【食育を推進する事業】

- ①食について学び、生涯にわたり健康を保つ食習慣づくりができるように支援します

事業名	対象者	活動内容	関係機関
母親・両親教室	妊婦等	・『妊娠中の食事・赤ちゃんのための食事』についての講義を実施 ・講義の後、2～3品の料理を試食	子育て支援課
母乳・授乳相談	産婦	・電話または面談にて、母乳栄養や人工栄養についての相談を実施	
乳幼児健診	4ヵ月・11ヵ月 1歳6ヵ月 3歳3ヵ月 の乳幼児	・栄養状態などの現状を問診票から確認し、必要な助言を実施 ・歯科検診、歯科相談の機会を通じ、食についての助言を実施	

事業名	対象者	活動内容	関係機関
離乳食教室	5～6ヵ月児とその保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・「食事」「離乳食」の意味を伝え、家族全体の正しい食習慣について伝える ・離乳食の作り方、大人の食事の利用法などについての講義 	子育て支援課
2歳児すくすく教室	2歳0ヵ月、2歳1ヵ月の乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養状態などの現状を問診票から確認し、必要な助言を行う ・3食規則正しく食事をとっているかを把握するとともに、意識づけを図る 	
すこやか健診	小学校4年生	<ul style="list-style-type: none"> ・健診時に実施する問診票から、朝食欠食率などを把握し、食生活の改善を目指す 	
ミニ講演会	未就園児の保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・「母乳について」「離乳食について」の講義を実施 	
食事相談・健診結果相談 【再掲】取組み3-③	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病をはじめとする疾病の予防や改善を目的に個別での相談、支援を保健師と管理栄養士が継続的に実施 ・健康診査の結果をもとに相談を実施 ・医療機関等からの依頼により実施 	国保健康課
男性の健康料理教室	65歳以上男性	<ul style="list-style-type: none"> ・料理経験のない男性を対象に、買い物、調理に関する基礎知識の習得、調理実習、試食などを体験 	
健康教室	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・管理栄養士・運動指導士による生活習慣病予防のための総論的な講義と運動実技を中心とした教室 	
ヘルスアップ教室	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師・管理栄養士・運動指導士による生活習慣病予防のための実践的な講義と実習などを中心とした教室 ・塩分や脂質の減らし方、食事の組み合わせ、運動等の実習を実施 	
特定保健指導	40歳～75歳未満の国民健康保険加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の結果、指導対象となった人に、自らの生活習慣の傾向・課題について振り返ってもらい、運動・食事を中心とする助言・支援を実施 ・グループ教室(複数人参加型)、個別面接、電話、訪問などで、保健師、看護師、管理栄養士が保健指導を行う 	
訪問指導	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問による指導が必要な人に対し、保健師、管理栄養士が訪問し、健康相談を行う 	

事業名	対象者	活動内容	関係機関
健康相談	市民	・市役所にて保健師、看護師、管理栄養士による健康・食事相談を行う(血圧測定など実施)	国保健康課
栄養改善教室	二次予防事業対象者	・管理栄養士等による低栄養状態の改善のための集団的、または個別的栄養教育と栄養相談を実施	介護保険課
男性の料理教室	60歳以上の男性	・高齢者の生きがいと健康増進、教養向上のための講座を実施 ・初心者の人を対象に包丁の握り方、野菜の切り方から揚げ物や煮物等の料理を実習	高齢者センター
親子料理教室 【再掲】取組み4-①	子育て世代	・地産地消、環境に配慮した調理をテーマに料理教室を実施 【例】 ・海産物を使った料理 魚のさばき方、ワカメの美味しい食べ方、シラスを使用した寿司、サザエご飯、ところてんなど ・グリーンカーテンのゴーヤを美味しく食べる ・エコクッキング 食材を無駄なく使い、エネルギー消費に配慮した調理	社会教育課
キッズクッキング教室	小学校3年生以上児童	・児童が作れる料理をとおして、つくる楽しさを経験する	沼間公民館
逗子市立小中学校における「食育」の年間指導計画の立案や授業実践での取組み	学齢児童・生徒	・年間指導計画の中に「食育」を位置づけ、総合的な学習の時間・家庭科・理科・社会科・保健体育科等教科・領域を横断し座学・実習・調査・発表等さまざまな活動形態をとおして実践を行う ・給食や授業時間に学校栄養士や外部から専門の講師を招いて食に関する専門的知識・理解を図る ・地域との交流や校外学習を、地域の人材を活用し食育に取り組む	学 校 関 係
適応指導教室「なぎさ」における取組み	学齢児童・生徒	・調理実習や畑での作業を通して、食に対する知識と理解を深める ・21年度から「なぎさカフェ」を開設 保護者・なぎさのスタッフと調理や会食をとおして楽しく語り合い、親睦を深める	学 校 関 係
「食育」の普及・実践に関する専門研修の通知・開催	教職員・栄養士・指導主事等	・シンポジウムや委員会への参加や発表、報告を通して、「食育」についての知識の向上を図る 【21年度実施例】 ・文部科学省主催の食育交流シンポジウム ・健康教育推進委員会の「食育部会」	

事業名	対象者	活動内容	関係機関
「食育月間」における食育の推進依頼	小中学生 保護者	・6月が「食育月間」であることを周知する ・食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加、充実と定着を図る	学 校 関 係
「食に関する指導」実施状況調査の依頼と結果の活用	小中学生	・毎年「食に関する指導」の実施状況を調査 ・その結果を活用し、食育の推進組織の設置や年間指導計画の作成、指導体制の整備・充実を図る	
自然体験学習	小中学生	・野外の宿泊体験学習の中で食事づくりを体験	
親子ふれあい食育教室の協力校の依頼	小中学生	・食品会社から料理教室の専門家を学校に派遣 ・親子で料理を作りながら正しい食生活への理解を深める 【21年度実施例】 ・久木中学校が開催校として選定され、教室を実施	
小学校給食提供 【再掲】取組み4-①	小学生	・旬の野菜の利用 ・地場産(県内産)の食材の利用 ・行事食の実施	
給食試食会	小学生保護者	・新入学児童の保護者を中心に学校給食の実際について情報提供と試食を実施	
離乳食提供・ 幼児給食提供	在園児	・6か月くらいから離乳食を提供 ・個人の状況に応じた調理を実施し、食べさせる際も個人に合わせて提供	市 内 保 育 所
食に関する活動 「試食会」	在園児 保護者	・園児の保護者対象の『試食会』を実施 ・給食を提供し、毎回テーマを決めて話をし、そのテーマにあった料理を提供 ・試食、簡単な作業をその場で見せる	
保育所における 食育計画	市内保育所 職員	・食育基本法による食育計画の作成・実施・評価を行う ・保護者へのアンケート等を行い、食育を推進	

事業名	対象者	活動内容	関係機関
地域育児支援相談事業	地域の幼児の子育て家庭	【給食試食会】 ・1歳後半から3歳ぐらいまでの保護者等へ給食を提供 ・食事は園児と同じ空間を提供し、園の給食の情報公開 ・各年齢の食べている様子や量などを伝え、一緒に昼食を食べる 【食事相談】 ・乳児親子の遊びの場提供の中で、離乳食の試食を実施 ・身長体重を自由に計測でき、食の悩みや遊びの発展について栄養士、看護師、保育士による相談を行う	市内保育所(地域育児支援センター)
保育所におけるさまざまな食育活動	在園児	・離乳食から幼児食まで、子どもの発達に応じた食事指導を実施 ・栄養補給だけでなく、食のリズムの確立、発達に応じた食事の提供を行う ・子どもが自主的に意欲的に食事がすすめられるような環境(ランチルーム・献立・調理・保育士の接し方他)を整える ・菜園での野菜の栽培等の実施 ・魚の解体を子どもたちに見せている(年3回くらい) ・炭火を使って魚を焼いて食べる体験(さんま、ししゃも等)	
芋掘り、枝豆、柿、いちご狩り 【再掲】取組み2-②	在園児 5歳	・地域の協力により、畑で作ったじゃが芋を掘ったり、柿がなっているところを見学し、近隣との交流を図る	
給食だより(月1回)	在園児保護者	給食を中心に、「食」についての情報提供	
日常保育の中での調理実習	幼稚園園児	・栽培活動で育てたものを収穫して、いただく ・愛情と一緒に「美味しい!」と食べて食べる 【例】 ・野菜を収穫し・茄子の即席漬け・ピーマンのサラダ ・竹の子の煮付け・竹の子の味噌汁・さつま芋カレー・焼き芋 ・ポップコーン作り等	市内幼稚園
栽培活動(毎年)	幼稚園園児	・種や苗を植えて収穫したものを皆で味わう ・農家の方に植え方など指導を受ける (じゃが芋・さつま芋・胡瓜・ゴーヤ・トマト・サヤインゲン・ハヤト瓜等)	
畑クラブ(毎年) 【再掲】取組み2-①	幼稚園保護者	・畑に参集し、耕し、草取り、水やりなど実施	

事業名	対象者	活動内容	関係機関
ママ友講座	乳幼児	・子育て中の親の調理実習と育児相談	N P O 法 人
食育基礎講座	子育て世代	・保育士・栄養士・管理栄養士・幼稚園関係者等子育てに関わり、食育に関心ある人を対象の実習講座	
健康便り	市民	・『いきいき便り』の発行	
食事相談	60歳以上	・高齢者センターを会場に食生活に関する個別相談を受けながら、いきいき元気な食生活を後押しする	
健康増進重点プロジェクト事業	成人	・糖尿病予防や高血圧予防を目的に、腹囲とBMIをもとに、自分の健康を見直すための講義と調理・運動の実習を実施	逗 子 市 食 生 活 改 善 推 進 団 体
良い食生活をすすめるための講習会	成人	・牛乳・乳製品を使ってカルシウム摂取強化のための講義と調理実習を実施	
減ら脂Naさい増やし菜講習会	成人	・脂肪と塩分を少なくして、野菜を目標量摂取するための講義と調理実習を実施	
食生活地区実践講習会	成人	・生活習慣病予防のための講義と調理実習を実施	
かながわ健康プラン21講習会	成人	・かながわ健康プラン21を推進するための講習会 ・栄養表示などの見方など生活習慣病予防のための講義と調理実習を実施	
食育教室	小中学生等	・食に関する内容を分かりやすく調理実習や運動実技を通して説明 【事業例】 ・保育所での食育教室 ・保育所漁食推進事業 ・久木小学校わくわくウィーククッキング教室 ・親子で食育教室 ・袋でつくるおふくろの味	
低栄養予防講習会	65歳以上	・低栄養状態の改善のための講習会 ・たんぱく質のとり方についての講義と調理実習を実施	

事業名	対象者	活動内容	関係機関
湘南管内健康教育 研修会	子育て世代	・公立学校教職員(湘三管内)の教育委員会で、食育等の講演会を実施	逗子市 PTA 連絡協議会

②心豊かな食卓に向けた環境づくりを進めます

事業名	対象者	活動内容	関係機関
食堂サービス 事業	高齢者 センターの 利用者	・食を通じて、高齢者(利用者)の食生活の充実及び健康増進、利用者相互の交流を図る	高齢者センター
ふれあいサロン・ 介護予防サロン	65 歳以上の 高齢者等	・昼食やティータイムなどのひとときをご近所のみなさんと一緒に過ごすふれあいの場	介護保険課
ひとり暮らし高齢者 の栄養と健康を 考える集い	75 歳以上ひ とり暮らしの 方	・健康にまつわる話、体操、会食を通して楽しいひとときを過ごす交流の場	社会福祉 協議会
お泊りキャンプ	在園児	・買い出しから準備まで自主活動を実施 (お米を研ぎ、大釜でご飯を炊く・大鍋でカレーを作る、食事の準備、片付け等)	市内幼稚園
お母さんと一緒に クッキング	子育て世代	・親子で料理をして交流を図る (ホットケーキ、お汁粉、豚汁、サンドイッチ、すいとん、シチュー、カレー、海苔巻、白玉ポンチづくりなどを実施)	市民団体



【食育の視点を入れることが可能な事業】

妊娠届出時(母子手帳交付時)健康相談
妊産婦、新生児訪問、乳幼児訪問
出生届出時健康相談
健康教育(自主グループ等へ講話を実施)
家庭教育推進事業(家庭教育講座)
介護予防特定高齢者向け事業 口腔機能の向上教室
保護者懇談会(保育所)
陽だまりサークル
小坪公民館学級講座事業
小坪公民館まつり
沼間公民館学級講座事業
各種講座事業(大学提携専攻講座)
生涯学習推進事業(ずし楽習塾講座)
ふれあいスクール事業
放課後児童クラブ事業
企画美術展

実施計画

取組みの方向 2 安心して食べられる

目標：地域で安心して食することのできる取組みを進めます

1. 目標達成へのアプローチ

- ①地産地消の取組みを進めます
- ②市民と食に関係する事業者との交流を支援します
- ③誰もが食に対して安全かつ安心して生活することができるよう情報の提供に努めます
- ④食の安全・安心を図るための地域ネットワークづくりを進めます

2. 具体的な取組み

【食育を推進する事業】

- ①地産地消の取組みを進めます

事業名	対象者	活動内容	関係機関
栽培活動 (毎年) 【再掲】取組み1-①	在園児	・種や苗を植えて収穫したものを皆で味わう ・農家の方から植え方など指導 (じゃが芋・さつま芋・胡瓜・ゴーヤ・トマト・サヤインゲン・ハヤト瓜)	市内幼稚園
畑クラブ(毎年) 【再掲】取組み1-①	在園児 保護者	・秋谷の畑に参集し、耕し、草取り、水やりなど実施	
創作料理・ レシピコンテスト (中学生・一般部門)	市民(中学生・成人)	・逗子市内の中学生と一般(成人)を対象に創作料理のレシピを募集 ・優秀作品については、レシピを発表	逗子市商工会

②市民と食に関する事業者との交流を支援します

事業名	対象者	活動内容	関係機関
芋掘り、枝豆、柿、いちご狩り 【再掲】取組み1-①	在園 5歳児	・地域の協力により、畑で作ったじゃが芋を掘ったり、柿がなっているところを見学し、近隣との交流を図る	市内保育所
勤労感謝の時の地域まわり	在園児	・食材を仕入れている市内の商店へ出向き、商店の方々と顔合わせを実施	
わかめの種付け 【再掲】取組み4-③	市民	・わかめの養殖作業を体験	小坪漁業協同組合

③誰もが食に対して安全かつ安心して生活することができるよう情報の提供に努めます

事業名	対象者	活動内容	関係機関
栄養表示等適性化推進事業	消費者・(地域住民) 食品製造販売業者	・消費者、食品製造・販売業者への普及啓発 ・個別相談、指導 ・栄養表示食品等の調査	鎌倉保健福祉事務所
アレルギーベビー★キッズ&ママあつまれ	子育て世代	・食材の購入先やアレルギー対応メニュー、医療機関などの情報をママ同志が自由におしゃべりする場の提供 ・おもちゃで子どもを遊ばせながらのおしゃべり会実施 ・アレルギー情報を伝えたり、相談に応じる	市民団体
やむやむ(機関誌)	子育て世代	・園や学校での食物アレルギー児の対応についてのアドバイスなどを経験談を通して掲載	
チラシ(イベント用)	小学生	・食物アレルギーの周知を目的とする ・クラスメイトの協力も必要になるため、子ども用に理解できるチラシを作成	

④食の安全・安心を図るための地域ネットワークづくりを進めます

事業名	対象者	活動内容	関係機関
イベント等の地域連携	幼児・小学生等	・商店街や保育所・栄養士会などの団体と連携してイベント開催 【21年度実施例】 ・子どもフェスティバルの大豆まるごとスタンプラリー	市民団体

【食育の視点を入れることが可能な事業】

消費生活啓発事業
みんなの消費生活展
水産業振興事業
市民農園事業
市民まつり
商工業振興事業
海水浴場運営費
観光客誘致事業
美しい浜再生事業
生ごみ処理容器等購入費助成事業
大型生ごみ処理機設置助成事業
生ごみ処理容器の使用方法説明会
電動式生ごみ処理機貸与事業
かながわ食育サミット
大型農産物直売所設置事業
お出かけ円卓フォーラム
国際交流推進事業

実施計画

取組みの方向3 地域で支えあう

目標：食を通じたまちづくりを進めます

1. 目標達成へのアプローチ

- ①食育に取り組む市民団体やボランティアの活動を支援し、食の輪づくりを進めます
- ②食育に関する専門的知識を有する者を養成します
- ③保健医療機関等における食育の普及と啓発活動を進めます
- ④市内の食に関係する事業者の食育活動を支援します

2. 具体的な取組み

【食育を推進する事業】

- ①食育に取り組む市民団体やボランティアの活動を支援し、食の輪づくりを進めます

事業名	対象者	活動内容	関係機関
食に関するボランティア	65歳以上の高齢者他	・ボランティアが高齢者等に対し、配食・昼食会・サロン等の活動をしている	社会福祉協議会
高齢者いきいきサポート事業	65歳以上	・前期高齢者(65歳以上 74歳未満)が、後期高齢者(75歳以上)をサポートする事業 【例】 ・一緒に買い物に行くなど生活のお手伝い ・サロンで健康かるたなどのレクリエーションの実施	食生活改善推進団体

②食育に関する専門的知識を有する者を養成します

事業名	対象者	活動内容	関係機関
食生活改善推進員養成講座	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善を支援するため、指導者となる「食生活改善推進員」を養成 ・食生活改善推進活動等に必要な知識と実践のための技術の習得を目指す 	国 保 健 康 課
食生活改善指導者研修会	栄養士、食生活改善推進員等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動可能な栄養士や食生活改善推進員などを対象に指導技術向上を目的として研修を実施 	
地域保健活動推進研修(食育推進)	市・町の保健指導、食育に携わる栄養士等	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進に関することをテーマに研修会を開催 	鎌倉保健福祉事務所
食育普及促進事業	民間保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所に管理栄養士を派遣 ・保育所における『食育の計画』作成の指導・助言 ・食物アレルギー等に関する指導・助言 ・保護者対象の食育に関する講演会の講師等 	N P O 法 人
地域育児支援ヘルパー養成講座	地域育児支援ヘルパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士が講師となって『食』についての講義 ・不足しがちな家庭における食体験等の取組み方を助言 	

③保健医療機関等における食育の普及と啓発活動を進めます

事業名	対象者	活動内容	関係機関
食事相談・健診結果相談 【再掲】取組み1-①	市民	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病をはじめとする疾病の予防や改善を中心に個別での相談、支援を保健師と管理栄養士が継続的に実施 健康診査の結果をもとに、より詳しく相談を実施 医療機関等からの依頼により実施 	国保健康課
病態対応食配食事業	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 病態に合わせた食事モデルの提供と暮らし方の提案をし、在宅療養者と介護者の食事及び生活管理を支援 食生活を含めた療養生活の自己管理を促し、病状の安定と回復・重度化予防を図り、在宅療養を支援 	NPO法人
高齢者配食	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 食生活自立支援としての配食に加え、食育の意味を加味する 	
訪問栄養指導	医療機関からの紹介者	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等からの依頼により管理栄養士が訪問し、栄養指導・助言を実施 	

④市内の食に関係する事業者の食育活動を支援します

事業名	対象者	活動内容	関係機関
特定給食等指導事業	特定給食施設・小規模特定給食施設	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導・助言及び監督を実施 給食利用者などの体重に関する知識の普及や健康・栄養教育等の支援 	鎌倉保健福祉事務所

【食育の視点を入れることが可能な事業】

生涯学習推進事業(ずし生涯学習ガイドブック)
男女共同参画プラン推進事業(講座、セミナー)
生涯学習推進事業(ずし楽習塾講座)
逗子市福祉給食サービス事業
市民活動推進事業

実施計画

取組みの方向 4 食文化を守り伝える

目標：食文化を守り伝える取組みを進めます

1. 目標達成へのアプローチ

- ①日々の暮らしの中で食文化を理解する取組みを進めます
- ②豊かな環境を次世代につなぎます
- ③市民と食に関係する事業者との食を介したネットワークをつくります

2. 具体的な取組み

【食育を推進する事業】

- ①日々の暮らしの中で食文化を理解する取組みを進めます

事業名	対象者	活動内容	関係機関
小学校給食提供	小学生	・旬の野菜の利用 ・地場産(県内産)の食材の利用 ・行事食の実施 ・食への感謝や環境を配慮した取組み	学校関係
男性のための そば打ち体験教室	成人(男性)	・家庭の台所にある道具を利用してそば打ちに挑戦し、その技術を伝える	沼間公民館
そば打ち体験教室	成人	・そば打ちに挑戦し、その技術を伝える	小坪公民館
行事給食 【再掲】取組み1-①	在園児	・季節の行事を知る 【例】 ・お月見団子、年越しそば、餅つき、冬至の南瓜料理など	市内 保育所
資源開発委員会 逗子さくら産品	市民・観光客	・さくらをテーマにした食の商品開発	逗子市 商工会

事業名	対象者	活動内容	関係機関
親子料理教室 【再掲】取組み1-①	子育て世代	・地産地消、環境に配慮した調理をテーマに料理教室を実施 【例】 ・海産物を使った料理 魚のさばき方、ワカメの美味しい食べ方、シラスを使用した寿司、サザエご飯、ところてんなど ・グリーンカーテンのゴーヤを美味しく食べる ・エコクッキング 食材を無駄なく使い、エネルギー消費に配慮した調理	社会教育課

②豊かな環境を次世代につなぎます

事業名	対象者	活動内容	関係機関
自治会活動	市民	・季節の行事を知る 餅つき、餅まき、など	自治会等
みかん投げ	市民	・小坪漁港にて大漁祈願を目的にみかん・菓子・もちなどを漁船より投げる	小坪漁業協同組合

③市民と食に関係する事業者との食を介したネットワークをつくります

事業名	対象者	活動内容	関係機関
わかめの種付け 【再掲】取組み2-②	市民	・わかめの養殖作業を体験	小坪漁業協同組合
名越の田植	市民	・名越の田植えの稲刈り・収穫	市民団体

【食育の視点を入れることが可能な事業】

地域の特産物・美味しいものの体験講座

小坪漁業協同組合女性部事業

逗子市内で行っている農林漁業体験 【教育ファームの取組み】

1 教育ファームとは

「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々のさまざまな活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者等が※一連の農作業等の体験の機会を提供する取組みです。

対象作物は、米・野菜・果実・畜産物・魚介類・きのこなどがあります。

※一連の農作業等の体験 ⇒ 農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上行うこと。

「食育基本法」では、「農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有する」としています。

また、「食育推進基本計画」においても、農林漁業者やその関係団体は、学校関係者と連携をし、教育ファーム等さまざまな農林漁業体験の機会を積極的に提供するように努めることとされております。

2 逗子市の取組み

(1) 目的と目標

「教育ファーム」の趣旨を実践するために、体験機会と生産者との交流機会の拡大に努めます。目標は、アンケート調査でP7『③農林水産に関わる体験をしたことがある割合(教育ファームを含む)』の現状値 84.3%が5年後に、90%になることを目標とし、実施事業を推進します。

(2) 実施内容

事業名	対象者	活動内容	関係機関
市立小学校における米づくりの取組み	小学生	・田植え、刈取り、試食を実施。 ・作業の一端にふれることで、農業への興味関心を高め、普段口にしている食べ物がどのように作られ、流通されるかを意欲をもって学ぶ。	学校関係・学校 支援地域本部・ 農業関係者・行政
市内幼稚園における野菜栽培活動の取組み	幼稚園児	・農耕、種蒔き、植苗、草取り、水やり、収穫、試食を実施。 ・野菜がどのように作られるかを学び、仲間と味わう。	市内幼稚園・ 農業関係者

◆参考事業(2つ以上の作業は、現在実施していない事業)

市立小学校におけるわかめの釜茹での見学・天日干しの体験	小学生	・種付けや釜茹での見学、天日干しの体験。給食での提供。 ・作業の一端にふれることで、漁業への興味関心を高め、普段口にしている食べ物がどのように作られ、流通されるかを意欲をもって学ぶ。	学校関係・学校 支援地域本部・ 小坪漁業協同組合・ 行政
-----------------------------	-----	--	---------------------------------------

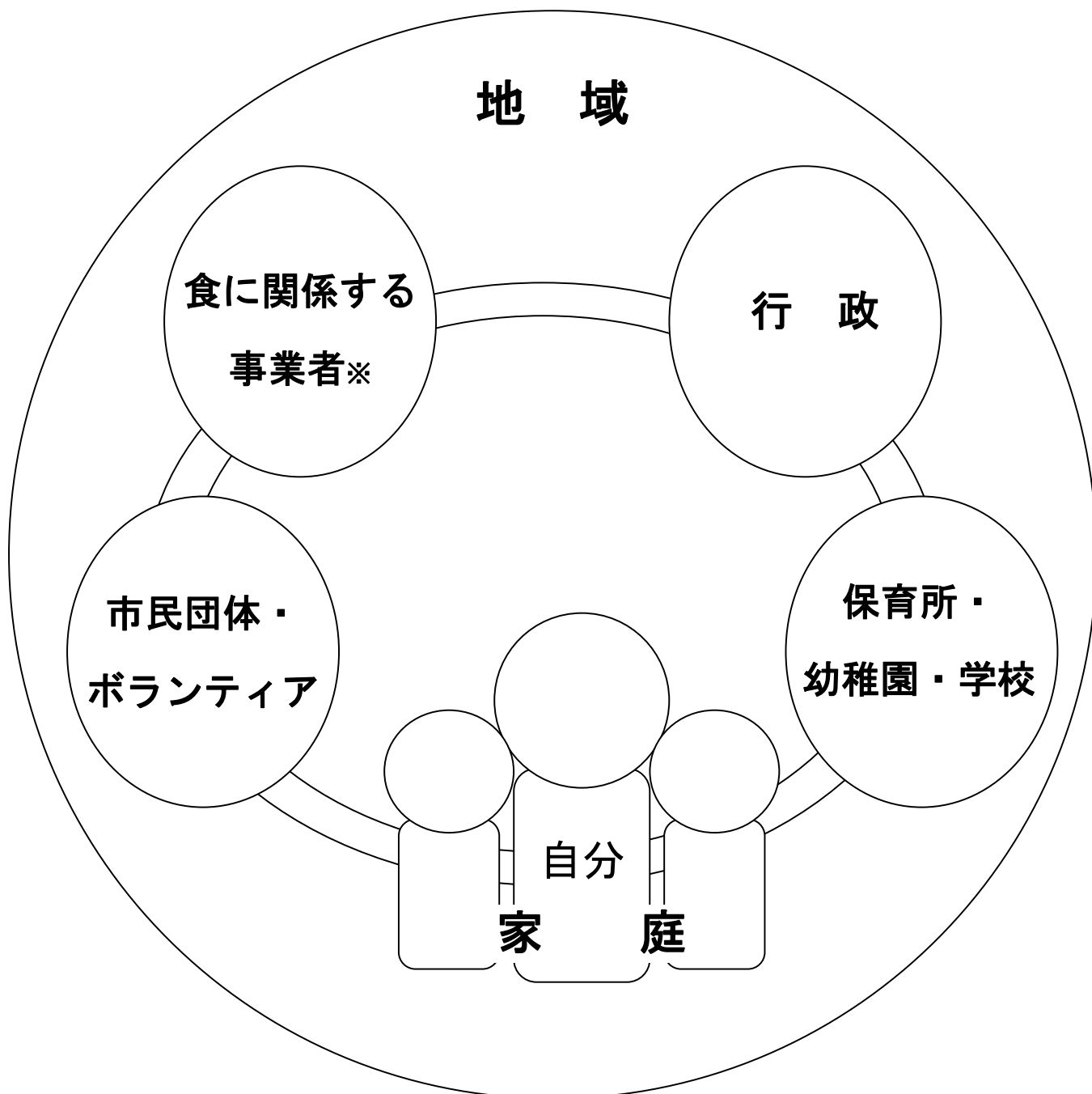
(3) 関係機関との連携

関係機関	役割
学校関係・市内幼稚園等	体験学習への参加意欲や興味・関心を促す機会の確保、プログラム作成
学校支援地域本部・保護者等	田畑等の管理、活動補助、農漁業者と学校とのコーディネート
農林漁業者	体験活動機会の提供、受け入れ態勢の確保
行政	関係団体との連携・調整・協力体制の確保、各種情報の収集

第5章 計画の推進のしくみ

1. 連携と役割分担

食育を推進していくためには、主体である家庭、保育所、幼稚園、学校、市民団体・ボランティア、食に関係する事業者、行政が、それぞれの担うべき役割を遂行するとともに、連携しながら実施していくことが望まれます。



※食に関係する事業者とは、NPO法人、小坪漁業協同組合、よこすか葉山農業協同組合、逗子市商工会などをさします。

2. 計画の推進のしくみ

(1) 計画の進行管理

公募の市民、学識経験者、市民団体・ボランティア、食に関係する事業者、関係機関等の代表者などにより構成する『逗子市食育推進懇話会』で、進行管理のための意見交換を行います。

毎年度、事業の実施運営状況の把握及び評価、課題の抽出、検討を行います。

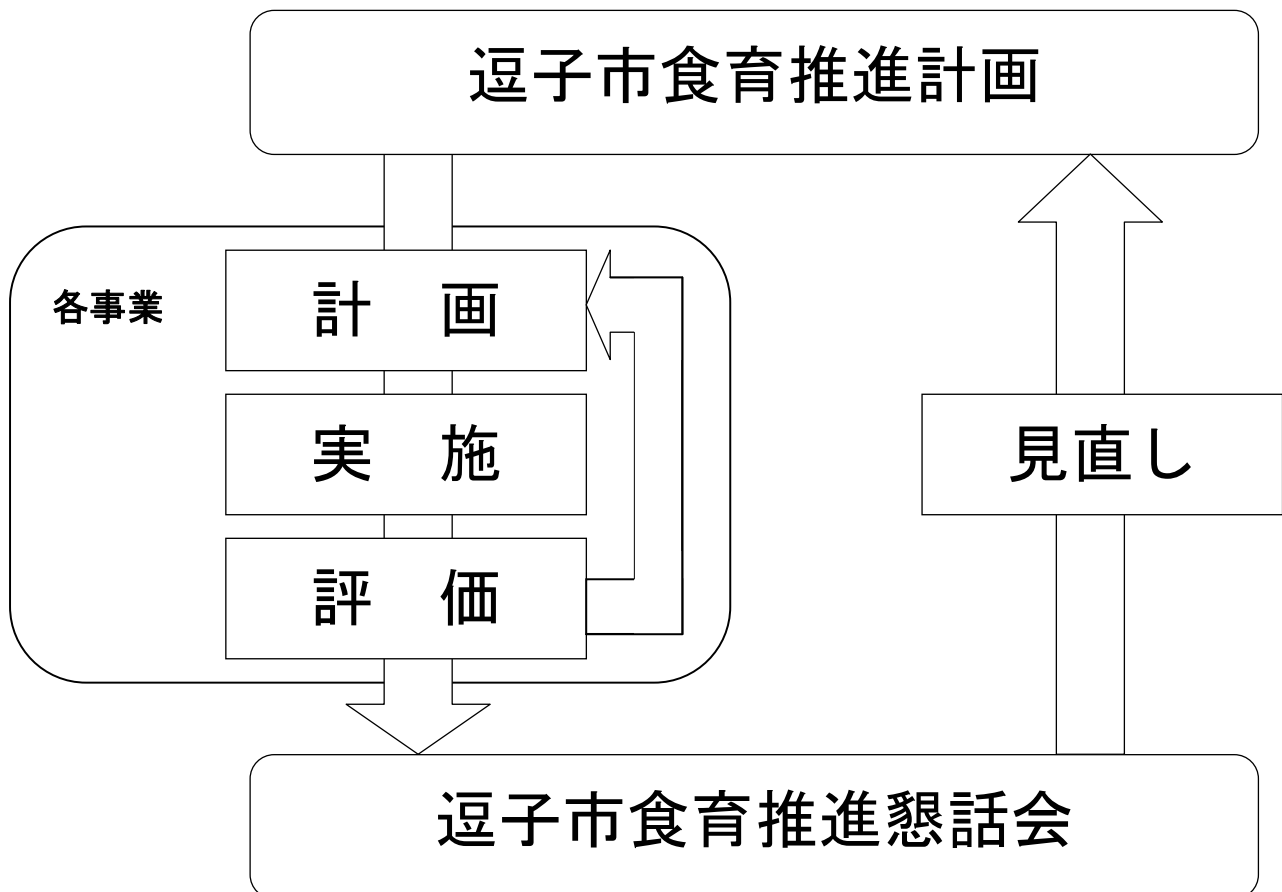
(2) 計画の推進のしくみ

保育所、幼稚園、学校、食に関係する事業者、ボランティア団体との意見交換を通して、地域を中心とした協働事業の実施の検討と円滑な事業の推進を図ります。

庁内においては、関係所管課で構成する『逗子市食育推進計画担当者会議』により、各事業の調整や実施状況の情報を共有化し、効果的に推進します。

計画の達成状況については、計画期間の最終年度を目途にアンケート調査を行い、基本理念の達成目標を検証します。

また、計画推進のプロセスについても適切に調査し、今後の食育の推進により効果的に活かします。



資料編

1. 逗子市食育推進委員会の設置及び運営に関する要綱 【参考】

(趣旨)

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）及び国の食育推進基本計画に基づき、本市の食育を推進するため、逗子市食育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 逗子市食育推進計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 逗子市食育推進計画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 食育に係る調査・情報交換に関すること。
- (4) その他食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員18名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募の市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 神奈川県保育会逗子支部の推薦を受けた者
- (4) 逗葉私立幼稚園協会の推薦を受けた者
- (5) よこすか葉山農業協同組合の推薦を受けた者
- (6) 小坪漁業協同組合の推薦を受けた者
- (7) 逗子市商工会の推薦を受けた者
- (8) 逗子市育児サークル連絡協議会の推薦を受けた者
- (9) 逗子市PTA連絡協議会の推薦を受けた者
- (10) 食育に関する活動を行っている団体等の推薦を受けた者
- (11) 逗子市立小学校長会の推薦を受けた者
- (12) 逗子市立中学校長会の推薦を受けた者
- (13) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
(協力の要請)

第8条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、国保健康課において処理する。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 逗子市食育推進委員会委員名簿 【参考】

平成 22 年 4 月 1 日現在

氏 名	所 属
小鷹狩 育子	公募市民
山崎 美実子	公募市民
◎山本 妙子	神奈川県立保健福祉大学教授
横地 みどり	神奈川県保育会逗子支部
石井 稔江	逗葉私立幼稚園協会
小知和 紀男	よこすか葉山農業協同組合
高橋 豊	小坪漁業協同組合
小川 俊幸	逗子市商工会
堀井 典子	逗子市育児サークル連絡協議会
富山 かほる	逗子市PTA連絡協議会
柳澤 芳子	NPO法人(特定非営利活動法人 逗子栄養リサーチオフィス代表)
加藤 ゆかり	食に関する団体(逗子食物アレルギー親の会「Yummy(ヤミー)」代表)
関 恵理子	食生活改善推進団体若宮会
○佐藤 真澄	逗子市立小学校長会
菊地 則幸	逗子市立中学校長会
渡部 俊子	鎌倉保健福祉事務所

◎ 委員長 ○ 副委員長

3. 逗子市食育推進計画アンケート調査概要

1. 調査目的

逗子市民の食に関する現在の状況を把握し、今後の施策展開に関する基礎的な資料とするため。

2. 調査の設計

①調査地域 逗子市全域

②調査対象者

ア 小中学生	: 487人
イ 高齢者(65歳以上)	: 500人
ウ 小・中学生の保護者	: 487人
エ 4～6歳の幼児の保護者	: 206人
オ 15歳以上65歳未満(一般)	: 300人
カ 0～3歳の乳幼児の保護者	: 150人

③抽出方法

0～3歳保護者、15歳以上65歳未満(一般)、高齢者
住民基本台帳による無作為抽出

4～6歳保護者、小・中学生とその保護者
逗子市内の幼稚園、保育所、小中学校から学級を無作為抽出

④調査方法

0～3歳保護者、15歳以上65歳未満(一般)、高齢者
郵送法(郵送配付 - 郵送回収)

4～6歳保護者、小・中学生とその保護者
学校(施設)配付・回収

⑤調査実施時期 平成22(2010)年5月中旬～6月

⑥調査機関(委託先) 神奈川県立保健福祉大学 山本研究室

3. 回収の結果

	配布数	回収数	有効回答数	%
ア 小中学生	487	411	396	28.5
イ 高齢者(65歳以上)	500	364	364	26.2
ウ 小中学生の保護者	487	207	198	14.3
エ 4～6歳の幼児の保護者	206	176	168	12.1
オ 15歳以上65歳未満(一般)	300	166	166	12.0
カ 0～3歳の乳幼児の保護者	150	96	96	6.9
合計	2,130	1,420	1,388	100.0
回収率(%)	66.7			
有効回答率(%)	65.2			

4. 返子市 食育に関するアンケート設問項目

質問項目	一般	保護者	小・中学生	高齢者
・性別	○	○	○	○
・年代	○	○	○学年	○
・住まい(地域)	○	○		○
・家族構成	○	○	○	○
・子どもの年齢		○		
・お子さんは通学・通園されていますか		○		
・どちらに通学・通園されていますか		○		
・お子さんからみた続柄		○		
・何時ごろ起きますか			○	
・何時ごろ寝ますか			○	
・睡眠時間は、およそどのくらいですか			○	
・朝食をとりますか	○	○	○	○
・朝食の前におなかがすきますか	○	○	○	○
・朝食を何時ごろ食べますか	○	○		○
・朝食を誰と食べますか	○	○	○	○
・朝食をどこで食べますか	○	○	○	○
・朝食にどのようなものを食べますか	○	○	○	○
・朝食に満足していますか	○	○	○	○
・朝食を食べない理由を教えてください	○	○	○	○
・昼食をとりますか	○	○	○	○
・昼食の前におなかがすきますか	○	○	○	○
・昼食を何時ごろ食べますか	○	○		○
・昼食を誰と食べますか	○	○	○	○
・昼食をどこで食べますか	○	○	○	○
・昼食にどのようなものを食べますか	○	○	○	○
・昼食に満足していますか	○	○	○	○
・昼食を食べない理由を教えてください	○	○	○	○
・夕食をとりますか	○	○	○	○
・夕食の前におなかがすきますか	○	○	○	○
・夕食を何時ごろ食べますか	○	○	○	○
・夕食を誰と食べますか	○	○	○	○
・夕食をどこで食べますか	○	○	○	○
・夕食にどのようなものを食べますか	○	○	○	○
・夕食に満足していますか	○	○	○	○
・夕食の後、寝るまでの間に夜食を食べますか	○	○	○	○
・夕食を食べない理由を教えてください	○	○	○	○

質問項目	一般	保護者	小・中学生	高齢者
・家族や友人と楽しく食卓を囲んでいますか	○	○	○	○
・栄養のバランスを考えて食事をしていますか	○	○	○	○
・正しく箸を使うことができますか	○	○	○	○
・食品をむだにしないように心がけていますか	○	○	○	○
・「いただきます」「ごちそうさま」を言っていますか	○	○	○	○
・行事や季節にちなんだ料理(おせち料理など)を食べていますか	○	○	○	○
・食事づくり(買い物・調理・配膳・片付け等手伝いも含む)に参加していますか	○	○	○	○
・あなたはダイエット(減量)をしたことがありますか			○	
・普段の食生活で何か困っていることはありますか	○	○		○
・普段の食生活で困っていることは何ですか(自由記載)	○	○		○
・これから先の食生活について不安に思うことがありましたらご記入ください(自由記載)				○
・逗子市の特産品や地域で食べられているものを知っていますか	○	○	○	○
・知っている逗子市の特産品や地域で食べられているものは何ですか(自由記載)	○	○	○	○
・つぎの農林水産業に関わる体験をしたことがありますか	○	○	○	
・今後、農林水産業に関わる体験をしてみたいと思いますか	○	○	○	
・体験してみたい農林水産に関わることは何ですか	○	○	○	
・地域の活動に参加していますか	○	○	○	○
・機会があったら地域の活動に参加してみたいと思いますか	○	○	○	○
・どんな地域の活動に参加してみたいと思いますか	○	○	○	○
・普段、生鮮食料品はどこで買いますか	○	○		○
・あなたが市外で生鮮食料品の買い物する主な理由は何ですか	○	○		○
・普段、生鮮食料品以外の食品はどこで買いますか	○	○		○
・あなたが市外で生鮮食料品以外の食品の買い物をする理由は何ですか	○	○		○
・食材・食料品を購入する時のポイントは何ですか	○	○		○
・食べ物を自分で買いに行くことがありますか			○	
・どこで買いますか			○	
・健康に関わる食品や栄養の情報をどこから得ていますか	○	○	○	○
・生活の中で今、関心があることは何ですか	○	○		○
・お子さんは何時ごろ起きますか		○		
・お子さんは何時ごろ寝ますか		○		
・お子さんは間食(1日3食以外に食べるもの)を食べますか		○		
・お子さんは間食を決まった時間に食べていますか		○		
・お子さんは食事の前にお腹がすいていますか		○		
・お子さんは家族と食卓を囲む機会がありますか		○		
・お子さんと食事づくり(買い物・調理・配膳・片付け等)を一緒にしていますか		○		
・お子さんは食べることに興味関心がありますか		○		
・ご家庭での食事の内容(献立)を決める際のポイントは何ですか		○		
・次の地域活動の中でお子さんが参加したことのあるものはどれですか		○		
・機会があったら地域活動に参加させてみたいと思いますか		○		
・今後、お子さんをどんな地域活動に参加させたいと思いますか		○		
・あなたがお子さんの食生活において大切にしたいことは何ですか		○		
・食育に関して市へのご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください	○	○		○

5. 食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはくぐむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務

(1)食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。

(2)政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画の作成

(1)食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。

- ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- ②食育の推進の目標に関する事項
- ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- ④その他必要な事項

(2)都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4. 基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5. 食育推進会議

(1)内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。

(2)都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる

6. 用語解説

え	栄養表示食品	販売に供する食品であって、栄養表示がされたもの(健康増進法 第31条第2項2号より)。
	NPO法人	特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称。 ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体。
お	お出かけ円卓フォーラム	市の職員が依頼者の希望の場所に出向き、日ごろ知りたかった市の仕事や行政制度について職員が市民に説明をした後、市民と職員が共に考え、学びあう場。
か	学校支援地域本部	平成20年度から文部科学省が地域全体で学校教育を支援する体制づくりとして「学校支援地域本部事業」を実施。 逗子市においては、平成21年度より市内全小中学校で「学校支援地域本部」を立ち上げ、「地域コーディネーター」、「学校支援ボランティア」、「地域教育協議会」からなっている。 地域住民が積極的に学校支援活動に参加し、教員を支援するとともに、地域住民と児童生徒との異世代交流を通して、弱まった地域の絆の回復、地域の教育力を活性化させることが目的。
	かながわ健康プラン21	働き盛りの人の死亡を減らすとともに一人ひとりの「健康寿命」を伸ばして、21世紀の神奈川を明るい長寿社会にすることを目指す計画。 平成13年に策定され、平成17年には中間評価を行った。 ※「健康寿命」とは、認知症や寝たきりにならない状態で元気に生活できる期間。
	神奈川県食育推進計画	「食みらい かながわプラン」の愛称で呼ばれ、食育基本法第17条に基づき神奈川県が策定した計画。今後の神奈川県の食育推進の方向性、目標などを定めるとともに、県が取り組むべき施策を示している。
き	教育ファーム	P33の「逗子市内で行っている農業漁業体験【教育ファームの取組み】」参照。
け	欠食習慣(欠食)	食事(菓子や果物、錠剤のみは食事としない)を抜く(欠かす)習慣。

さ し	在宅療養者	家で長くかかる病気を治すために養生している人。
	指標	本計画における指標とは、計画を進行管理していく上で、進捗状況を検証し評価するための基準。 P7の(2)目標を参照。
	食育	P1の『食育』とはを参照。
	食育基本法	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。平成17年7月15日施行。
	食育推進基本計画	食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めた計画(平成18年3月31日策定)。計画期間は平成18年度から22年度までの5年間としている。
	食生活改善推進団体(員)	「ヘルスマイト」の愛称で呼ばれ、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っている全国組織の団体。食生活改善推進員は、市町村が実施する養成講座の修了生。逗子市においては、昭和39年に「若宮会」が結成され、地域に根ざした食育活動を行っている。
	食物アレルギー	特定の食品を飲食することで体内に取り込まれ、アレルギー状態が発生する免疫反応を言う。 食品衛生法施行規則で以下を規定。 【特定原材料として定義されるもの】 えび・かに・卵・小麦・そば・落花生(ピーナッツ)・乳(牛乳、乳製品、チーズなど) 【特定原材料等として表示が推奨されるもの】 あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・鮭・鯖・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ(松茸)・もも(桃)・やまいも・りんご・バナナ・ゼラチン
し	食を営む力	食べるだけでなく、選ぶ力、作る力、味わう力など、食環境をとりまくさまざまな力。
	人工栄養	母乳以外で乳児を養育すること。(牛乳・粉乳など)普通食物以外の注射・点滴などによって補う栄養分。

せ	生活習慣病	日々の食生活や運動などの生活習慣が原因でおこる疾患の総称。がん、脳血管疾患、心疾患及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などがある。
ち	知育、徳育及び体育	知育: 知識を広め知能を高める教育 徳育: 道徳意識を養うための教育 体育: 身体活動(スポーツ・体操)により、健康の保持、増進と体力の向上を図るための教育
	地産地消	地域で生産された物を、その地域で消費することを示す略語。新鮮で、事業者(生産・加工・流通・販売)の顔が見える食料等を届けるだけでなく、事業者との交流を通して農林水産業や商工業等に理解を深めることにつながる取組み。地産地消を進めると、生産地から食卓までの距離が短いため、輸送に伴う環境への負担が軽減し、フードマイレージの減少にもつながる。 ※フードマイレージとは、「食料の(= food) 輸送距離(= mileage)」という意味。輸入相手国別の食料輸入量重量×輸出国までの輸送距離とし、食品の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。
つ	つむぐ	「しあわせ つむぐ 心豊かな食生活」の中でのつむぐは、多くの市民がさまざまな形で関わりあいながらつくりあげていくことをイメージし、オール逗子で食育について、主体的につくりあげていくことを表す。
て	低栄養状態	心身状態の変化や(偏った食事内容)によって食事量が減少し、栄養状態が低下した状態
と	特定健診	医療保険者(国民健康保険・組合健保・全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)など)が40～74歳の人を対象に実施する、メタボリックシンドロームに着目した健康診査。
に	二次予防事業対象者	65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。健康診査や生活機能を調べる問診票の結果により認定する。

ひ	BMI	身長に対する体重の比率を表す数値(Body Mass Indexの略)。 BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
ふ	ふれあいスクール	逗子市次世代育成支援行動計画に基づいた、家庭・地域・学校の連携のもとに各市立小学校の施設を活用して開設する、小学生の放課後の居場所、遊び場。逗子・小坪小学校では週2日午前中に、乳幼児とその保護者のフリースペースも開設。
ら	ライフステージ	人の人生をそれぞれの段階に表わしたもの(本計画では、乳幼児・小中学生期・青少年期・成人期・子育て期・中高年期に分けている)。